省　令

○法務省令第四十八号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第三項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月一日

法務大臣　平口　洋

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二（第三条関係）	**別表第二**（第三条関係）
在留資格 ／ 在留期間	在留資格 ／ 在留期間
［略］	［同上］
短期滞在 ／ 九十日、三十日又は十五日（法務大臣が個々の外国人について九十日を超えない範囲内で日を単位とする期間を指定する場合にあつては、当該指定する期間）	短期滞在 ／ 九十日若しくは三十日又は十五日以内の日を単位とする期間
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百三十六号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（説明と同意の取得）	（説明と同意の取得）
第五条の二　予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、同意を得なければならない。この場合において、予防接種を行う者は、被接種者又はその保護者による同意の有無を電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）として記録しなければならない。ただし、被接種者又はその保護者が書面により同意の有無を示したときは、この限りでない。	**第五条の二**　予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。
2　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第千三百四十五号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、大豆ミート食品類の日本農林規格（令和四年農林水産省告示第四百四十三号）（ＪＡＳ　〇〇一九）を確認したので、同法第七条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年九月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

○農林水産省告示第千三百四十六号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、そしゃく配慮食品の日本農林規格（平成二十八年農林水産省告示第千五百六十八号）（ＪＡＳ　一五六八）を確認したので、同法第七条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年九月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

○農林水産省告示第千三百四十七号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物の日本農林規格（令和四年農林水産省告示第四百四十五号）（ＪＡＳ　〇〇二一）を確認したので、同法第七条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年九月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

その他告示

○内閣府告示第百十三号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項の規定に基づき設置した令和八年熊本地震非常災害対策本部は、令和八年八月三十一日をもって廃止したので、同法第二十四条第二項において準用する同法第二十三条の三第二項の規定により告示する。

令和八年九月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

○法務省告示第七十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年九月一日

法務大臣　平口　洋

大阪法務局所属　　福井　美枝

福岡法務局所属　　堤　秀昭